

那 霸 市 公 報

第 1 7 9 1 号
毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課） …… 1176
- 地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課） …… 1177
- 地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課） …… 1178

◇ 公 告 ◇

- 令和 2 年度「那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書」の公表について（法制契約課） …… 1179
- 保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課） …… 1179

◇ 消防局告示 ◇

- 消防法令違反に対する措置命令について（消防用設備等の設置命令） …… 1186

◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて …… 1187

◇ 正 誤 ◇

- 那覇市公報第1785号の正誤（消防局総務課） …… 1187

告 示

那覇市告示第 162 号
令和 3 年 6 月 4 日
掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体について、同条第 11 項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名 称 首里汀良町自治会

2 変更があった事項及び内容

代表者の氏名及び住所

(変更前) 氏名 照屋 和男
住所

(変更後) 氏名 中今 純
住所

那覇市告示第 175 号
令和 3 年 6 月 16 日
掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体について、同条第 11 項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名 称 那覇市首里鳥堀町自治会

2 変更があった事項及び内容

代表者の氏名及び住所

(変更前) 氏名 當間 正之
住所

(変更後) 氏名 又吉 宗光
住所

那覇市告示第 176 号
令和 3 年 6 月 16 日
掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体について、同条第 11 項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名 称 繁多川自治会

2 変更があった事項及び内容

1. 規約に定める目的

(変更前) この会は、会員相互の親睦と福祉を増進し、地域社会の向上発展をはかることを目的とする。

(変更後) 本会は、会員相互の親睦と福祉の増進により、良好な地域社会の維持と形成を図ることを目的とする。

2. 代表者の氏名及び住所

(変更前) 氏名 新田 勇
住所

(変更後) 氏名 玉城 徳正
住所

公 告

那覇市公告第 146 号
令和 3 年 6 月 18 日
掲 示 済

令和 2 年度「那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書」の公表について

那覇市情報公開条例第 32 条及び那覇市個人情報保護条例第 33 条の規定に基づき、令和元年度「那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

(別紙略) ※なお、別紙は市政情報センターにて閲覧可能

那覇市公告第 147 号
令和 3 年 6 月 18 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 3 年 5 月 31 日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会 教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	教育委員会 学務課	目的外利用部課 又は提供先	教育委員会 学校教育課
業 務 の 名 称	就学時健康診断事業		
利 用 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年4月1日 ※初回提供は令和3年8月を予定 <input checked="" type="checkbox"/> 随時(確認を要する対象者が発生した際その都度)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	①新入学予定児童の住所・氏名・フリガナ・性別・生年月日・ 入学予定学校、児童生徒コード(住民コード)。 ②那覇市から転出後の市長村名・那覇市へ転入前の市町村名 児童の那覇市での在籍校、入学予定校		
目的外利用又は提供をする根拠条項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認事項 1) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は提供をする理由	① 就学時健康診断を実施するにあたり対象者へ通知書の発送を要するため。 ② 就学時健康診断票を入学予定学校長又は在籍学校長宛へ送付を要するため。 根拠法令：学校保健安全法第11条、第12条 学校保健安全法施行令第3条、第4条		
届出担当部課	教育委員会 学務課	電話	098-917-3505

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 3 年 6 月 3 日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部 福祉政策課	目的外利用部課 又は提供先	伊勢原市
業 務 の 名 称	特別定額給付金の給付業務		
利 用 の 区 分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 提 供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和 3 年 6 月 1 日 <input type="checkbox"/> 随 時		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報 の 内 容	特別定額給付金の申請状況(振込口座情報)		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号に該当 ※第 5 号に該当する場合の内容 (保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる 類型事項 1 ※平成 18 年 3 月 29 日審議会承認) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第 9 条の 2 第 2 項に該当 <input type="checkbox"/> 番号法第 19 条第 1 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第 9 条の 3 第 1 項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	地方税法第 20 条の 11 に基づく事務のための提供依頼による 地方税回収のため(差押え禁止財産特定のため)		
届 出 担 当 部 課	福祉部 福祉政策課 電話 098-862-9002		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 3 年 6 月 3 日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部 福祉政策課	目的外利用部課 又は提供先	豊川市
業務の名称	特別定額給付金の給付業務		
利用の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和 3 年 6 月 1 日 <input type="checkbox"/> 随 時		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	特別定額給付金の申請状況(振込口座情報等)		
目的外利用又は提供をする根拠条項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号に該当 ※第 5 号に該当する場合の内容 (保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる 類型事項 1 ※平成 18 年 3 月 29 日審議会承認) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第 9 条の 2 第 2 項に該当 <input type="checkbox"/> 番号法第 19 条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第 9 条の 3 第 1 項)		
目的外利用又は提供をする理由	地方税法第 20 条の 11 に基づく事務のための提供依頼による 地方税回収のため(差押え禁止財産特定のため)		
届出担当部課	福祉部 福祉政策課 電話 098-862-9002		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 3 年 6 月 7 日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部 福祉政策課	目的外利用部課 又は提供先	宗像市
業務の名称	特別定額給付金の給付業務		
利用の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年6月7日 <input type="checkbox"/> 随時		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	特別定額給付金の申請状況(振込口座情報)		
目的外利用又は提供をする根拠条項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる 類型事項1 ※平成18年3月29日審議会承認) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は提供をする理由	地方税法第20条の11に基づく事務のための提供依頼による 地方税回収のため(差押え禁止財産特定のため)		
届出担当部課	福祉部 福祉政策課 電話 862-9002		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用←提供)届出書

令和 3 年 6 月 7 日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	企画財務部 資産税課	目的外利用部課 又は提供先	まちなみ共創部 建築指導課
業 務 の 名 称	建築基準法第8条に基づく建築物の維持保全に関する業務等		
利 用 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提 供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 随 時 (通知する都度)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	対象建築物の建物及び土地所有者の住所・氏名		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる 類型事項1 ※平成18年3月29日審議会承認) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	建築基準法第8条に基づく建築物の維持保全に関する所有者の調査		
届 出 担 当 部 課	まちなみ共創部 建築指導課 電話 951-3244 (内線2364)		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 2 年 6 月 1 6 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部ちやーがん じゅう課	目的外利用部課 又は提供先	健康部健康増進課
業 務 の 名 称	特定健診の受診対象者決定		
利 用 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 随 時(令和3年4月以降)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	親子健康手帳交付申請に基づく個人データ ①宛名コード ②氏名 ③住所 ④生年月日 ⑤施設入所日		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 5 号に該当 <input checked="" type="checkbox"/> 第5号に該当する場合の内容 (個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる類型事項 1) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	特定健診受診対象者を決定する際、特定健診実施対象外となる施設 入所者を特定するため。 (根拠法令 ・高齢者の医療の確保に関する法律第二十条 ・特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項 ・特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項 の規定に基づき厚生労働大臣が定める者		
届 出 担 当 部 課	健康部健康増進課 電話853-7961		

消防局告示

那覇市消防局告示第 1 号
令和 3 年 6 月 8 日
掲 示 済

消防法第 17 条第 4 第 3 項の規定に基づき、次のように公示する。

那覇市西消防署長

公 示 書

防火対象物の所在地 那覇市久米 2 丁目 23 番 13 号
防火対象物の名称 ハッピー久米ビル
命令を受けた者の氏名 真栄田 かよ子

上記防火対象物は、消防法第 17 条第 1 項に違反しているため、消防法第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

記

- 1 命令事項
 - (1) 令和 3 年 10 月 31 日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
 - (2) 令和 3 年 10 月 31 日までに、2 階部分に避難器具を設置すること。

- 2 命令年月日
令和 3 年 6 月 9 日

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第8号
令和3年6月11日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第16条第3項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号 第 346 号
指定工事店名 有限会社喜納設備
営業所所在地 沖縄県豊見城市字上田 497 番地の 8
代表者氏名 喜納 政仁
取消日 令和3年6月9日
取消理由 法人を解散、廃業したため。

正 誤

○那覇市公報第1785号の正誤

2021（令和3）年4月1日付け那覇市公報第1785号に登載された那覇市消防局訓令第3号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
90	上から14行目	別表第2(第11条関係)	別表第2(第12条関係)

